

食品に関するリスクコミュニケーション
～食品中の放射性物質に対する取組と
検査のあり方を考える～

議事録

平成28年8月29日（月）

福島会場

（ビッグパレットふくしま 中会議室）

主催：消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省
共催：福島県

○司会（消費者庁・藤田）

お待たせいたしました。ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質に対する取組と検査のあり方を考える～」を開催いたします。

私は、司会を務めます消費者庁の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

消費者庁は、平成23年に発生いたしました東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、食品安全に係わる関係府省や地方自治体等と連携いたしまして、全国各地で食品中の放射性物質に関する関係者が情報提供と意見交換を行うリスクコミュニケーションに取り組んでまいりました。

さて、この取組によりまして、食品中の放射性物質に関する理解は進んだのでしょうか。これまでに生産現場で実施された放射性物質の低減対策などのご努力によりまして、現在では放射性物質が基準値を超える食品はほとんど確認されなくなっております。

一方、当庁では、風評被害に関する消費者意識の実態調査を毎年2回行っております。今年の3月に第7回の結果を公表しておりますけれども、全国規模で見ると、被災県の農産物を買控えるといった消費者行動がまだ見られるといった結果になっております。いまだ食品の放射性物質について不安を抱える消費者がおられるということが示されております。もちろん被災地の農産物を買控えるということは理解できますし、不安が残るということも当然だと思います。一方で、生産者の皆様、食品流通事業者の皆様、またそれを支える行政の方々、それぞれに最大限の努力をしているということでございます。

本日は、原子力発電所の事故から5年以上が経過いたしましたことから、まず、生産段階における低減対策でありますとか、検査のこれまでの実施状況等についてご来場の皆様と情報共有をいたします。次に、食品中の放射性物質に対する取組と検査の今後のあり方について、消費者の方、生産者の方、食品流通事業者の方など様々な立場の方からのパネルディスカッションを行います。最後に、ご来場の皆様と意見交換を行います。

ここにご参加の皆様は、様々な立場、状況に応じて、様々なご意見、ご見解があるかと思います。本日の目標ですけれども、関係者がそれぞれの立場から現状や考え方を説明し、相互に意見交換することによりまして、問題を取り巻く状況について理解を深めていただくということになっております。もちろん行政といたしましても、皆様のお考えを伺いまして、今後の施策の参考とさせていただきます。パネリストの皆様、ご来場の皆様からは忌憚のないご意見をいただきまして、相互の理解が深まるようご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の配付資料を確認します。封筒に配付資料が入っていると思いますけれども、開けていただけますでしょうか。

まず、議事次第が上に載っていると思います。

次に、アンケート、ぜひこれはお帰りの際にご記入いただきたいと思います。

資料1と資料2、それから、パネリスト参考資料としまして、新聞のコピーが1枚入っております。

そのほかに、本日ご来場の皆様からいただきました意見とご質問の一覧が載っておりますので、これを参考にしながらディスカッションを進めていきたいと考えております。

続きまして、小さい冊子で福島の情報載っているものがございます。

そのほかに、参考資料といたしまして厚生労働省のもの、それから「食品と放射能Q&Aミニ」と「食品と放射能Q&A」の冊子が入っております。

足りない資料がございますでしょうか。足りないものがありましたら、手を挙げていただきますとスタッフのほうから配付いたします。途中で資料の不足やページ乱丁等に気づかれた方、また資料をもう1部欲しいという方などがいらっしゃいましたら、休憩中に受付の隣にある机においでいただきますと余分がある分だけはお渡しできますので、よろしくお願いいたします。

では、次第をご覧ください。

前半は、行政担当者による情報提供です。厚生労働省と農林水産省から情報提供がございまして、10分間の休憩に入ります。その後、パネルディスカッションと会場の意見交換になります。閉会は16時を予定しております。閉会を目指しまして、円滑な議事進行へのご協力をお願いいたします。

また、この会では、会場に来られなかった方にも広く情報提供するという目的から、説明内容と意見交換の様子を議事録にまとめまして、後日、関係府省のホームページで公表されます。従いまして、意見交換の際に、ご所属、お名前が公開されることに不都合がある方は、ご発言の際にその旨をおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。写真及び動画等の撮影はここで終了とさせていただきます。撮影のみの方はここでご退室をお願いいたします。なお、主催者による撮影は継続させていただきます。

(報道関係者退室)

○司会（消費者庁・藤田）

それでは、情報提供に入りたいと思います。

まず、「食品中の放射性物質の対策と現状について」と題しまして、厚生労働

省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課健康影響対策専門官の藤井大資から情報提供いたします。藤井さん、よろしくお願いいたします。

○藤井氏（厚生労働省）

厚生労働省で食品安全行政を担当しております藤井と申します。

本日のリスコミのテーマは「食品中の放射性物質検査について」ですので、まず、私のほうから、食品中の放射性物質の対策とその現状についてご紹介させていただきたいと思います。

資料は、資料1となっております。よろしいでしょうか。今回の資料の中では、特に前段部分に科学的な内容が多くて難しい部分があるかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。

それでは、始めたいと思います。

〔スライド2〕

まず、スライド2、概要についてでございます。本日のお話の中では大きく分けて、食品中の放射性物質に関する取組と食品中の放射性物質の検出状況についてご紹介したいと思っております。

前段としましては、食品中の放射性物質を管理する仕組みとして、食品中の基準値の設定についてと、それに基づく検査体制、最後に基準値を超過した場合どのような対応が行われているかについてご紹介したいと思います。

一方、後段では、食品中の放射性物質の検出状況としまして、食品中の放射性物質の検査の結果や、流通食品を用いた調査を厚生労働省で行っておりますので、これについてご紹介したいと思います。

〔スライド3〕

スライド3、食品中の放射性物質への対応の流れになります。食品中の放射性物質を管理する仕組みとしまして、まず初めに、食品中の放射性物質への対応の全般的な流れというものからご紹介したいと思います。

まず、食品中の放射性物質に関する基準値の設定でございますが、基準値というものは食品に許容される上限値ということになり、これに基づいて検査が行われます。この基準値の設定でございますが、平成23年3月、震災直後になりますが、この当時、情報が無い中で緊急的に設定する必要がございましたので、原子力安全委員会が示している指標値をもとに暫定規制値ということで採用しております。

一方、その後の平成24年4月1日からは、実際の食品の基準値を検討する厚生労働省薬事・食品衛生審議会あるいは食品安全委員会がございますので、こちらでの議論を踏まえまして、現在の放射性物質の基準値が設定されております。

このようにして基準値が設定されましたので、平成23年3月から17都県の中

心としまして、各自治体において検査計画を策定いただきまして、検査を実施していただいております。

検査のやり方につきましては、後ほどのスライドでもご紹介したいと思っておりますが、原子力災害対策本部が定めましたガイドラインがございます。このガイドラインが策定されましたのは、そこに記載されておりますとおり、平成23年4月4日、5年前ということになっておりますが、おおむね1年に一度の頻度で見直しを行っておりますので、可能な限り最新の状況が反映された上で検査が実施されるようにしているところです。

このように食品中の放射性物質の検査が行われておりますが、基準値を超える食品が出ましたら、廃棄等行われております。一方で、流通しているということがございましたら、回収も行っております。この回収や廃棄の範囲でございますが、同一の特性を持つと考えられる同一ロットの食品に対して回収や廃棄等の措置が行われております。

このようにして食品の回収等行われていくわけですが、基準値を超過する状況が市あるいは県全域に広がっている場合におきましては、その地域のその品目を対象にしまして、原子力災害対策本部が出荷を控えるよう指示するということになっております。

出荷制限等の指示でございますが、これは永続的なものではございませんので、例えば直近1カ月以内の検査結果が1市町村当たり3カ所以上、全て基準値以下という形で放射性物質の濃度が安定して低下してきたことが確認できましたら、その時点で出荷制限は解除されることになります。

〔スライド4〕

続きまして、スライド4、食品中の放射性物質に関する基準値でございます。先ほどのスライドでご紹介しましたが、現在の基準値は平成24年4月に定められたものです。こちらの表を見ていただくとわかるのですが、食品中の放射性物質の基準は放射性セシウムを指標にして設定されているというものでございます。

この後のスライドでこのように設定されました経緯を紹介したいと思っておりますが、簡単に申しますと、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会というものが指標を出しておりまして、食品から受ける年間線量は1ミリシーベルトを上限とするという規定がございますので、これに基づいて設定されております。

このシーベルトというものは人体に対する影響を評価するものですので、実際の食品中の基準値を設定する上には食品1kgあたりに含まれる放射性セシウムの量に換算しておりまして、この表に基づくような放射性セシウムの基準値というものができまして、これによって食品中の放射性物質は管理されている

ということになります。

放射性セシウムの基準値の表をご覧くださいと思います。一般食品は100ベクレル/kgと設定しておりまして、一方、飲料水は10ベクレル/kgと設定されております。飲料水というものは代替がきかないもので、皆さん大量に飲まれるものですので、一般食品の100ベクレル/kgよりもはるかに小さい値として10ベクレル/kgが設定されております。一方、牛乳や乳児用食品がございしますが、これは子供が摂取する機会が多うございしますので、50ベクレル/kgということで、一般食品よりも低く設定されたという経緯になっております。

〔スライド5〕

続きまして、スライド5に移りたいと思います。先ほどのスライドで食品中の放射性物質の基準が放射性セシウムを指標として設定されたというふうにご紹介させていただきました。複数の放射性核種というものがございしますが、なぜセシウムが指標になったのかをご説明するスライドがこちらです。

基準値を設定するに当たりまして、まず原子力安全・保安院が評価した事故により放出された核種というものに注目しております。このような核種の中から、これは平成24年4月に制定されたというお話をしたのですが、事故後1年間経過しておりまして、長期的な観点から基準値を設定する必要がございしますので、半減期1年以上の核種に注目しております。具体的には、この表にありますように、セシウムの2種あるいはストロンチウム、プルトニウム、これは複数ございしますが、ルテニウムの放射性核種が規制対象になっております。

下の米印の部分になりますが、暫定規制値を事故当初策定したというお話を先ほどしましたが、放射性ヨウ素やウランも当初、規定されておりました。放射性ヨウ素については半減期が短いということ、ウランは原発敷地内において天然の存在レベルと変化がないというものでありましたので、現在の基準値からは対象外になっております。

このようにして規制の対象となる核種が決まりましたが、放射性セシウム以外の核種は測定に時間がかかるという問題がございしますので、セシウム以外の核種については個別の基準値を設けないということにしております。ただ、これらによる影響はございしますので、放射性セシウムとそれらの核種の比率を算出しておりまして、セシウムの基準値を守ることができれば、ほかの核種も合わせまして合計で1ミリシーベルトが満たせるようということで放射性セシウムの基準値を調整しております。

このようにしまして、セシウム、ストロンチウム、プルトニウム、ルテニウムというような放射性核種を考慮しつつも、指標としては放射性セシウムにするように基準値は設定されております。

〔スライド6〕

スライド6に移りたいと思います。このスライドでは、食品中の放射性物質に関する基準値に関して飲料水と食品からの摂取量の関係をお示ししております。先ほどご紹介しましたとおり、基準値の設定に関しましては、食品について1人当たりの年間線量の上限値を1ミリシーベルトと設定するところから始まりました。このうち飲料水の年間線量を0.1ミリシーベルトと設定しておりまして、残りの0.9ミリシーベルトが食品が満たすべき年間線量として割り当てられております。

繰り返しになりますが、指標としましては放射性セシウムになっておりますが、実際には、ほかのストロンチウムやプルトニウム、ルテニウムというものも考慮しておりまして、これらを合わせまして、食品からの摂取が0.9ミリシーベルトにおさまるような形で食品の基準値は設定されております。

〔スライド7〕

スライド7では、具体的な基準値の算出方法をお示ししております。食品から1年間に摂取する線量の上限である約0.9ミリシーベルトを満たすように、各年齢区分と各性別について食品の摂取量や摂取した食品から受ける線量を考慮しまして、年齢区分別に許容される放射性物質濃度を算出した結果がこの表になります。

限度値が一番低くなるのはオレンジ色の13歳から18歳の男性の層でございましたが、これは食べる量が多いということで、結果的に放射性物質の摂取も多くなるということでございました。この120ベクレル/kgからさらに安全性の観点で20ベクレル/kgを引いた100ベクレル/kgが基準値として設定されております。このようにしまして、この基準値を満たせば、全ての年齢区分、性別において年間線量約0.9ミリシーベルトを満たすということになっております。

〔スライド8〕

スライド8に移りたいと思います。ここからは本日のテーマでもある食品の放射性物質検査についてお話ししたいと思っております。

先ほどお話ししましたが、原子力災害対策本部が策定したガイドラインがありまして、具体的には、タイトルにある検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方というものになります。原子力災害対策本部、ここでは国となっておりますが、自治体に対して検査すべき対象品目、対象頻度を示しておりまして、放射性セシウムが高く検出される可能性がある食品等を重点的に検査されるようお願いしているところでございます。各都道府県におかれましては、このガイドラインに基づいて検査計画を策定し、検査を実施していただいております。検査結果については全て公表しておりまして、例えば、厚生労働省のホームページにおいては全自治体で行いました検査を取りまとめて公表しているところでございます。ガイドラインには、対象の自治体、対象品目あるいは検査

頻度などをお示ししております。

〔スライド9〕

続きまして、スライド9は、ガイドラインの具体的なイメージが湧くように、検査対象の自治体と品目の一覧表をガイドラインから抜粋しております。このような形で自治体と検査すべき品目をガイドラインではお示ししております。

この表を作るに当たりましては、ここでは平成27年4月1日から平成28年2月29日というふうに記載しておりますが、前年度のおよそ1年の検査結果に基づいて、基準値を超過したもの、基準値の半分を超過するもの、あるいは管理が難しい牛肉や牛乳等、こういったものを検査するように各自治体と各検査項目を一覧表でお示ししているところでございます。

〔スライド10〕

スライド10には、具体的な検査のやり方をお示ししております。厚生労働省からは、検査に関しまして、①のゲルマニウム半導体検出器を用いた検査方法と②のNaIシンチレーションスペクトロメータを用いたスクリーニング法をお示しております。

②のスクリーニング法でございますが、短時間で多数の検査を実施することが可能でございますので、まずこちらの方法を使いまして、一般食品の1次検査が大量に実施されている状況でございます。このスクリーニング法によりまして、基準値を超過することが否定できないものがございましたら、それについては、時間がかかりますが、より精密な①のゲルマニウム半導体検出器を用いて検査を実施し、その食品が本当に基準値を超過しているかどうかの確定を行っております。このようにしまして、①の精密な検査と②の簡便で迅速なスクリーニング法を組み合わせることで実際の検査が行われております。

〔スライド11〕

スライド11では、参考として検査の信頼性確保対策について補足情報をお示ししております。

スライド10では、検査方法について厚生労働省から通知を出しているというお話をしましたが、検査の信頼性の確保には、実際に測定する機器や試料の取り扱いも非常に重要となっておりますので、検査方法を通知するに当たりましては、同時に機器の取り扱いや試料の取り扱いというものをお示ししております。検査の信頼性が確保されるようにしているところでございます。

〔スライド12〕

スライド12でございます。冒頭でご説明しました出荷制限と摂取制限の補足説明をしたいと思っております。

放射性物質の検査以外にも、食品に関しまして規格や基準が設定されているものは、それを違反するようなことがあれば、回収や廃棄が行われておりますが、

食品中の放射性物質に関しましては、これらに加えて、出荷制限と摂取制限がさらにかかっているということになります。

具体的には、食品中の放射性物質の基準値を超過するもので、市や県の全域に基準値を超過するような品目がございましたら、出荷を控えていただくという出荷制限というものがございます。また一方で、著しく高濃度の放射性セシウムが検出される場合には、住民の方に摂取を控えていただくという摂取制限という2つの規定がございます。冒頭にもご説明しましたが、こういったものは永続的なものではございませんので、安定して放射性セシウムの濃度が減少していることが確認されましたら、こういった措置は解除されます。

〔スライド13〕

スライド13でございます。出荷制限に関しまして、本年度7月末時点の一覧表をお示ししております。詳細はお時間のあるときに見ていただきたいと思いますと思いますが、最近の傾向としましては、農家さんでは管理ができないような野生のキノコあるいは野生のイノシシ肉、こういったものが出荷制限の対象になっております。

〔スライド14〕

大きなテーマの2つ目として食品中の放射性物質の検出状況についてご紹介したいと思います。

〔スライド15〕

スライド15です。まず、食品中の放射性物質に関する検査の概要をお示ししております。

先ほどのご紹介の中で、17都県を中心にした自治体において検査計画を策定の上、検査が実施されるというお話をしましたが、平成27年度に関しましては、年間約30万件もの検査が行われています。その30万件のうち基準値を超過する割合は、事故直後は0.88%でございましたが、その後、順調に低下しておりまして、現在は0.09%というふうに非常に低い値にまで低下しているというのが現状でございます。

〔スライド16〕

スライド16でございます。流通食品を用いたマーケットバスケット調査という厚生労働省が実施している検査の結果をお示ししております。

この結果は、平成27年9月、10月を対象としておりまして、実際に我々が食品から1年間にどのくらいの放射線量を受けているかというものを計算したものです。結果は、自治体ごとに調べましたが、年間の放射線量が0.0006から0.0015ミリシーベルトという結果でございました。冒頭で現在の基準値は年間1ミリシーベルトを超えないかどうかに基づいて設定したというお話をさせていただきましたが、見ていただくとよくわかると思いますが、非常に低い値となっております。

りますので、基準値を超過するような食品が流通していないということもございますし、実際に我々が受けている放射線量も非常に低いということをご紹介します。

〔スライド17〕

最後、スライド17でございます。本日、私のほうからお伝えしたかった内容を簡単に3つほど、改めてご紹介したいと思います。

まず、1つ目でございますが、食品中の放射性物質の基準に関しましては、国際的な指標に沿った上で、子供も含めた全ての年齢の方に対応した基準値を設定しております。

2つ目、検査についてでございます。各自治体で各検査計画に基づき多数の検査を実施し、全て公表しているという状況でございます。

3つ目、実際に食品中の放射性セシウムから人が1年間に受ける放射線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下ということでございました。

以上の3点からお分かりかと思いますが、食品中の放射性物質は非常に低い状態で管理できているということでございます。

私からの情報提供は以上となります。駆け足になって申し訳ないと思いますが、ご清聴ありがとうございました。

○司会（消費者庁・藤田）

ありがとうございました。

続きまして「食品中の放射性物質検査結果について」と題しまして、農林水産省消費・安全局食品安全政策課長、吉岡修より情報提供いたします。よろしくお願いいたします。

○吉岡氏（農林水産省）

皆さん、こんにちは。今、ご紹介いただきました農林水産省の吉岡と申します。

私、農林水産省に入りまして、もう31年目になりました。ここ8年ぐらいは食品の安全性向上を担当しておりまして、食品中に含まれる有害化学物質や有害微生物、こういうものがどれくらい入っているのか、そのレベルを見て安全性を向上させるための対策を打つ必要があるのかどうかを検討し、必要があるものは低減対策を進めるための指針等を公表するという仕事を専らやっております。この放射性物質に関しましては、平成23年の原発事故当初から携わっております。

今日は、厚生労働省から話がありました中身とはできるだけ重複を避けながら、これまでの5年間の検査結果についてご紹介したいと思います。前のスクリ

ーンにも映しますけれども、字が細かなところもございますので、お手元に配付しております資料を見ながら聞いていただければと思います。スクリーンに映します中身とお手元の資料の内容は同じでございます。

〔スライド2〕

早速ですけれども、めくっていただきまして、まず、スライドの2をご覧ください。

簡単に各省庁の役割分担をご紹介しておきたいと思います。原子力災害対策本部は、内閣総理大臣を本部長としておりますが、ここで食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除の指示をいたしております。厚生労働省は、食品衛生法に基づきまして、基準値の設定をし、都道府県からの報告があれば、その検査結果の情報公開をしております。農林水産省は、都道府県が行います検査、あるいは食品中に含まれる放射性物質を下げるための技術的な対策、こういうものの助言等を行っております。

〔スライド3〕

次に、スライド3に進みたいと思います。

基準値を超えるものが検出されますと出荷制限がかかって出荷できなくなりますので、生産現場では基準値を超えるものが生産されないようにいろいろな低減対策をしております。例えば、農産物が吸収しないような吸収抑制対策、既に農作物が放射性セシウムを持っていますのであれば、それを体からどれくらい除去するかという低減対策、こういうものをしております。

今日は、例といたしまして、お米、果樹、お茶についてどのような低減対策を生産現場でやっているかをご紹介したいと思います。

〔スライド4〕

スライド4をご覧ください。これは、稲の吸収抑制対策です。

土壌中に含まれております放射性セシウムを吸収してお米に移行することを防ぐための対策です。土壌中のカリウムという物質は、セシウムと化学的に似た性質を持っておりまして、このカリウムを肥料として与えることによって放射性セシウムの吸収を抑えることができるということが分かっております。生産現場では、施肥をするときに土壌中のカリの濃度が高くなるようにしっかりと施肥をし、放射性セシウムの吸収を抑制するという対策をやっております。

〔スライド5〕

スライド5に移ります。次は、果樹の低減対策です。

果樹は永年性作物で、原発事故当初に上から降ってきました放射性セシウムを樹体全体で受けております。一度樹体で受けてしまったものは、なかなかこれを排出することはできませんので、物理的に取り除くしかありません。樹体に着した放射性セシウムを、樹体の表皮、皮を剥いだり、あるいは高圧の水で洗浄

することによって物理的に除く、こういう取組をやっております。

〔スライド6〕

スライド6をお願いします。お茶の例です。

お茶も同様に樹体全体で放射性セシウムを受けております。そのまま放っておいても取り除けませんので、普通の収穫が終わった後にそれよりさらに深刈りをする、たくさん切る、もっともっと枝のところまで根元まで切るということもやりまして、樹体の中に含まれている放射性セシウムそのものを取り除くという対策をいたしまして、2年目、3年目は放射性セシウムの濃度が非常に下がったということでございます。

〔スライド7〕

加えまして、もう一つ、キノコについてもお話をしておきたいと思います。次のスライドの7でございます。

栽培されているシイタケを思い浮かべていただきたいのですが、ほだ木と言われている木にシイタケの菌を植えつけて、そこで成長させるわけです。そうしますと、シイタケは、ほだ木と言われる原木に含まれている放射性セシウムを吸収してしまいますので、栽培しているキノコの栽培管理対策といたしましては、典型的なのは、シイタケのように、使う原木そのものに含まれる放射性セシウムの濃度が低いものを使うということで、生育したシイタケの中の放射性セシウム濃度が高くないようにするという対策をやってきております。そのために、原木と言われているほだ木の中に放射性セシウムがどれくらい含まれているかを測り、それを制限することによってキノコに含まれる放射性セシウム濃度を管理しているという取組を生産現場ではやっております。

〔スライド8〕

次に、スライド8を見てください。先ほど厚生労働省から、ガイドラインに基づいて国から県に検査をお願いしているのが17あるというお話をいたしました。青森県から静岡県まで東日本の17都県です。

〔スライド9〕

次のスライドの9を見ていただきたいのですが、この17都県は、原発事故の当初いきなり全てが検査してくださいというふうに指示をされたものではございません。平成23年4月4日に、まず暫定規制値を超えた4県と、それに隣接するということでプラス7県という考え方で対象の自治体が設定されております。その後、6月27日に3県が追加されております。これは、神奈川県でお茶に暫定規制値を超えるものが出たという関係で、隣接する自治体を増やしたという経緯です。さらに、平成23年8月4日には3県追加されております。これは、放射性セシウムで汚染されました稲わらを牛に与えた結果としまして、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたということで、さらに隣接する

県を増やした、こういう経緯で対象自治体が増えてきております。

こうやって対象自治体を増やした結果、確かに隣接ということで始まったけれども、かなり高い濃度の放射性セシウムが出たところ、検査をした結果として最初からそんなに高いものはなかったところ、様々でございます。また、後ろのほうでご紹介いたします。

厚生労働省から説明しましたものと重複を避けるためにスライドを飛ばします。

〔スライド13〕

スライド13を見てください。原子力災害対策本部が検査を依頼しております17都県が、どれくらいの検査機器を使い、どれくらいの費用を使って検査しているかということをご紹介したいと思います。

まず、検査機器ですが、17都県では、NaIシンチレーションスペクトロメータという簡単に迅速に測れるものが137台、それから、非常に精密な分析ができるゲルマニウム半導体検出器を63台所有しております。もちろんこれだけではなくて、県だけでは測れないので、外部の検査機関に検査を委託しているという県もございます。

それから、検査の費用ですけれども、測っている部分のどこまでを範囲にするかということで正確な数字はなかなかつかみにくいので、概数になってしまっただけで申し訳ありませんけれども、この5年間に17都県がかけた費用を17都県から聞き取りをしております。例えば農産物の検査などですと、県では普及員さんが取りに行ったりということをしてしております。そうしますと、普及員さんは県の職員で人件費はそちらのほうで出ておりますので、そういう人件費は含めないというように、非常に粗い条件設定ですけれども、そういうことで17都県がこの5年間にかけた費用の聞き取りをいたしましたところ、約40億円ということでございます。

〔スライド15〕

それでは、ここから、5年間、17都県がやりました検査の結果についてご紹介をしていきます。スライド15をお願いいたします。

関係府省では、5年間これまで検査をしてきて、これからガイドラインに基づく17都県の検査のあり方をどうしていくべきなのか考えようということで、まず検査体制につきましては、先ほど厚生労働省から、17都県以外の県もやっていたりしておりますので、それを含めて30万点という話がございましたけれども、これ以降の検査点数、検査結果については少し絞って整理をしております。

まず、注を見ていただきたいのですが、17都県が基準値を超えないような栽培をしっかりとしていくために、その結果として出荷前の検査をやっておりますので、自都県産の産品で出荷前に検査したものの点数を整理しております。実際に

売られて市場流通しているものの検査点数や、17都県以外の検査点数はこれ以降の整理では除いております。

一点だけ取り扱いが異なりますのが牛肉です。牛肉は、生産されている県で屠畜される場合にはその県で検査されておりますが、それ以外にも、消費地の屠場まで牛のまま運ばれて、消費地で屠畜されるという場合がございます。そうしますと、検査は屠畜場でやっておりますので、例えば東京都の屠畜場でいろんな県から牛が運ばれてきて検査されるわけですが、そこで検査された牛については、生産地のほうに牛の検査点数としてはカウントするというやり方をしております。

前置きが長くなりましたが、まず、検査点数からご説明いたします。横軸は年度、縦軸は検査点数です。平成27年度では検査点数の合計は26万点です。これを栽培/飼養管理が可能な品目と困難な品目に分けて整理したのがその下のところです。栽培/飼養管理が可能なもの、困難なもの、どんなものが入っているかを注の3と4で整理しております。栽培/飼養管理が可能な品目といたしましては、野菜、芋、果実、穀類、豆、肉、卵、原乳、お茶、栽培のキノコ・山菜、こういうものです。栽培/飼養管理が困難な品目は、多いのは野生のものになっております。こうやって見ていただきますと、栽培/飼養管理の品目の検査点数は約24万点ということで、ほとんどのところを占めております。

〔スライド16〕

次に、スライド16をご覧ください。今度は品目別にどれくらいの点数がやられているかというものを整理しております。

非常に幅が大きいものですから、桁が変わるごとに区分しております。1万1点以上検査をしておりますのが肉類で21万7,000点ということで、非常に点数が多くなっております。それから、海産の水産物が1万5,000点ぐらいです。1,001点以上1万点以下というところに非常に多くのものが入ってきておりまして、野菜、芋、果実、雑穀、原乳、キノコ、山菜、水産物（淡水産）です。101点以上1,000点以下が米、麦、卵、キノコ、野生鳥獣、こういうものが入ってきております。

一番上のところに、他と比べますと桁外れに点数が多くなっております肉類と書いております。これは、牛肉、豚肉、鶏肉、いろいろありますが、ほとんどは牛肉です。17都県では、牛肉につきましては全頭の検査をやっているということで、点数がほかの品目と比べると非常に多いという状況にあります。

〔スライド17〕

5年分の17都県がやった検査の点数を品目別に見ましたが、都県別にどれくらいの点数をやっているのかを次のスライド17でご説明いたします。

ただ、先ほどお話しいたしましたように、肉類の点数が余りにも多いものです

から、それを入れてしまいますと県別の差がわからなくなってしまうので、ここでは肉類を除いて整理しております。

平成27年度、出荷前の検査点数は約26万点というお話をいたしましたけれども、肉類を除きますと、17都県計、平成27年度は4万2,940点です。これを県別に見ますと、同じように桁が変わるごとに整理をしております。1万1点以上が福島県、1,001点以上1万点以下が7県、101点以上1,000点以下が9都県という状況になっております。

この検査点数の状況を地図に落としてみました。それが左側の日本地図です。赤いところが1万点を超える検査を行っている県、黄色が1,001点以上1万点以下、緑色が101点以上1,000点以下ということで、非常に大ざっぱに申し上げますと、太平洋側のほうが検査点数が多く、日本海側のほうが検査点数が少ないという傾向が見てとれるかと思えます。

〔スライド18〕

次に、スライド18をご覧ください。検査結果です。個別のものは非常に詳細になりますので、栽培/飼養管理が可能な品目群と困難な品目群で分けて整理しております。

まず、栽培/飼養管理が可能な品目群です。数字がたくさんありますが、四隅の数字を見ていただけますでしょうか。横軸は年度、縦軸は放射性セシウム濃度の分布です。上から25ベクレル/kg以下、それから25刻みになっておりまして、一番下は現在の基準値であります100ベクレル/kgを超えているものということです。四隅の数字を見ていただきますと、25ベクレル/kg以下だったものは、平成23年度は全体の検査点数の96.2%でした。これが平成27年度では99.8%までになっています。一方、100ベクレル/kgを超えるものの割合、点数は、平成23年度では830点、1%だったものが、平成27年度では5点、0.002%になっております。

〔スライド19〕

スライド18とスライド19を見比べていただければと思います。

スライド19は、栽培/飼養管理が困難な品目で同様に整理をしております。同じように四隅の数字をご覧ください。25ベクレル/kg以下の全体の検査点数に占める割合は、平成23年度では3,565点で55%でした。これが平成27年度では約2万点、95%となっております。一方、100ベクレル/kgを超える検査点数につきましては、平成23年度では1,343点、全体の検査点数に占める割合は21%、平成27年度は259点、1.2%というふうになっております。

栽培/飼養管理が可能な品目と困難な品目を比べますと、差はございますが、大まかな傾向としましては、25ベクレル/kg以下のものの割合が増え、100ベクレル/kgを超えるものの割合が減ってきている、こういう状況でございます。

〔スライド28〕

飛びまして、スライド28を見てください。字が小さいので、申し訳ありませんが、会場の明かりをつけてもらえますか。今、17都県が5年間にやった検査点数、県ごとの検査点数、濃度をお示ししましたが、それでは、17都県が品目ごとにどのような状況になっているのかを整理しましたので、お手元のスライド28で見いただければと思います。

この表は、横軸に17都県、縦軸に品目をとっておりまして、25年、26年、27年の過去3年間でそれぞれの品目で25ベクレル/kg以上、牛乳とお茶は基準値が違っておりますので、基準値の4分の1ということで整理しておりますが、一般食品の100ベクレル/kgという基準値を持っているものにつきましては、3年間で一度でも基準値を超えるものが検出されていれば黄色にセルを塗って品目を書いております。

注書きで書いておりますけれども、3年間測定して25ベクレル/kgを超えなかったところには丸印をつけ、セルを青くしております。検査を行っていない品目につきましては、バーを付しております。

表の上側は栽培/飼養管理が可能な品目、下側は困難な品目です。表全体を概括していただきたいのですが、黄色のセルがあるものが、県によってはその数が多いものと少ないもの、県によっては測定をそもそもしていないというところで様々ですし、栽培/飼養管理が可能な品目と困難な品目を大ざっぱに見ていただきますと、困難な品目のほうが、3年間のうち一回でも25ベクレル/kgを超えたものがあるという黄色のものが多い状況が見てとれるかと思います。

〔スライド29〕

スライド29をご覧ください。ここは、基準値の100ベクレル/kgを超えるものの検出の点数を示しております。同様に、栽培/飼養管理が可能な品目と困難な品目で分けております。ここでも、1点でも基準値を超えるものがあつたところは黄色いセルをつけております。全体を見ていただきますと、やはり栽培/飼養管理が可能な品目群のほうが黄色く塗られているものが少ない。つまり、基準値を超えているものが少ないという全体の傾向は見えていただけるのかと思います。

〔スライド30〕

最後に、スライド30以降で外国が日本の農産物食品にどのような輸入規制を行っているかということをご紹介しますと思います。スライド30をご覧ください。

これまで検査結果の説明等による働きかけを行った結果、多くの国では規制緩和、撤廃が進展しております。アメリカとEUがその例です。一方で、我が国の主な輸出先である中国、台湾等では、依然として輸入停止を含む輸入規制が存在しておりまして、現在、各国に対して規制撤廃を申し入れているところです。事

例といたしましては、中国、台湾、香港、韓国等が挙げられます。

〔スライド31〕

その状況を次のスライド2つでご紹介いたします。

まず、スライド31をご覧ください。こちらは、我が国の検査結果を参考にして規制緩和が行われているケースでして、アメリカとEUを例に挙げております。

アメリカの規制緩和の考え方は、左上の箱の中に書いてありますが、我が国における出荷制限措置の状況に応じ、随時、輸入規制の措置を見直すということで、日本で出荷制限が解除されるとアメリカも輸入禁止を解く。

EUは、福島県産と福島県産以外では取り扱いが異なっておりますが、福島県産では過去2年間にわたって基準値超過がなければ、それを輸入規制から外す。福島県産以外では、過去1年間で基準値超過がなければ、その品目の規制を外すという取組をしてくれています。

〔スライド32〕

最後、スライド32です。今も規制が維持されているケースということで、野菜と果実を例に中国だけを見ていただければと思います。輸入停止になっているのは10都県、それ以外のところにつきましては、放射性物質検査の証明が必要となっております。

ただ、この検査証明の中にはストロンチウム90も測るということになっております。皆さんご承知のように、ストロンチウム90は測定に1カ月ぐらい時間がかかり、生鮮でやるというのは現実的ではございませんので、やられておりませんので、実質的には全てのものが輸入禁止になっているということでもあります。引き続き、規制緩和に向けて取組を行っているところです。

〔スライド34〕

5年間の検査結果等をご紹介してまいりました。都県によりまして、検査点数も違えば濃度等も異なっておりますし、品目についても県によっては測っていないというところもあったりします。こういう5年間の検査結果を前提といたしまして、これからの検査のあり方をぜひ皆さんと一緒に今日は考えていきたいと思っております。

〔スライド35〕

対象自治体はこれからどうあるべきなのか、対象品目、栽培/飼養管理が可能な品目と困難な品目はどうなのか、検査点数はどうなのかということについて、この後、休憩を挟みまして、パネルディスカッション、その後、会場の皆様との意見交換ということができればというふうに思っております。ご清聴ありがとうございました。

○司会（消費者庁・藤田）

ありがとうございました。

それでは、ここで約10分間の休憩とさせていただきます。再開は14時35分からといたします。それまでにただいまのお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

それでは、休憩とさせていただきます。

(休 憩)

○司会者（消費者庁・藤田）

お時間となりましたので、プログラムを再開させていただきます。

かたいお話が続いたところですが、皆さん、リラックスできましたでしょうか。

ここからは雰囲気を変えまして、パネルディスカッションと会場の皆様との意見交換ということにいたしたいと思います。

ここからの進行は、国立大学法人長崎大学広報戦略本部准教授の堀口逸子先生をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

皆さん、こんにちは。堀口です。本日は、残り少ない時間ですが、有効に使っていききたいと思います。よろしくお願いいたします。

自己紹介をしていこうと思いますが、まず、私のほうから簡単にさせていただきます。

震災後5年経ちまして、震災中は余り福島に来ることがなかったのですが、ここ3年ほど頻回に福島県のほうに来させていただいております。福島県教育庁の先生方の研修とか、先週の金曜日にも郡山に来ていたのですが、どちらかというと住民の皆様というよりは保育園の先生であったり、行政、自治体の方々とお会いしてお話する機会を持っているところでございます。ということで、本日は私がファシリテーターをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、こちらのほうから自己紹介していただきたいと思います。時間が押すとよくないので2分以内に簡単にということで、着席したままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、生活協同組合コープふくしまの理事をされております日野公代様からよろしくお願いいたします。

○日野氏（生活協同組合コープふくしま）

皆さん、こんにちは。私は、生活協同組合コープふくしまの理事をしております日野公代と申します。

子育て中に生協と出会いまして、組合活動をしてきて、2010年6月に理事に就任しました。主に地域中心の商品学習や組合員活動を進めてきました。

震災後は、組合員の最大の関心事が放射能であったため、放射能や除染、食事に関する学習会を開催すると同時に、コープふくしまが日本生協連の協力で行った家庭の食事に含まれる放射性物質摂取量調査を2011年から開始、調査の対象は避難地域を除く県内全域にわたり、家庭で実際に食している食事延べ700家庭分を測定してきました。2016年度も100家庭で実施中です。また、ガラスバッジ、ホールボディカウンター測定、D-シャトルによる日常生活の外部被ばく測定など、実測と解析の取組を進めてきました。あくまでも個々の放射能に向き合う物差しづくりの一助になればとの思いでした。国がとか自治体がとかではなく、主語が自分自身である個々の調査への参加は、より身近に感じることができました。

これまで全国の生協の組合員さんと県内外で福島の現状報告をしながら交流を深めてきました。福島を応援する声と福島農産品の注文が年々増えています。この5年、生産者の皆さんの努力も検査状況も見ており、現在の検査体制は個人的には十分だと感じています。品目によっては検査対象から外してもよいと感じています。もとの福島を取り戻すためにも、検査体制がどのように機能して安全を確保したのかを広くお知らせいただくことを期待しております。

今日は、参加させていただき、様々な角度から見ていければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

日野さん、どうもありがとうございました。

それでは次に、NP0法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会の理事長であります武藤一夫様、よろしくお願いします。

○武藤氏（NP0法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会）

皆さん、こんにちは。NP0法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会理事長の武藤一夫です。

多分、ここのメンバーで農家という立場では私一人なのかなと思っております。私、1952年生まれでございます。二本松市に生まれ、5人兄弟の長男として現在、農家という形でやっております。そもそもそんなに大きな面積の農家ではございませんでした。いろんな面で、養蚕とキノコという形でかかわってきたのですが、子供たちが生まれたときに、やはりこの子供たちをしっかりと育てなければい

けないということで施設園芸に移りまして、養蚕経営を諦め、キノコ栽培に移ったというのが昭和58年であります。

周囲では養蚕経営に限界を感じ、また農業にも限界を感じ、離農していく方が非常に多かった時代であります。こんな中、農業で頑張ってきたということで平成11年には福島県農業賞などをいただき、励ましていただき、現在に至っています。また、ナメコ栽培のほかに、農家レストラン、農家民宿、食品加工、あと、瓶詰とか、今年からアスパラガスの栽培にも乗り出したという経営であります。

私ども、2005年には平成大合併を受け、この地域を何とかしなければいけないということでNP0法人を立ち上げたということでもあります。自立する地域づくりを合い言葉に、かつて先人が大事に守ってきた里山の恵みを地域の資源とする地域づくりを行ってきました。現在、道の駅「ふくしま東和」を拠点に、こういった活動をしているところなのですが、その矢先、東日本大震災が起きたということでもあります。目に見えない恐怖に今まで進めてきた地域づくりが一気に崩壊したという思いもございました。

そんな中、日本土壌肥料学会の先生方が汚染の状況を調べに来てくれたということで非常に励みになりました。農産物を子や孫に与えることができるのか、この農地はしっかり使っていけるのかというのが私たちの悩みでしたが、こういった先生方は伝えてくれたということです。簡単に言えば、花崗岩の風化土に含まれている粘土鉱物や雲母がセシウムを固定し、作物に移行しにくい環境を作ってきたということと、有機栽培を中心に行ってきた私たちの地域づくりがそういったセシウムを固定する役割を非常に持っていたということで、茨城大学の中島先生は「福島は奇跡の土だ」という表現をいたしました。

私たちは今まで直売所で売られている全ての野菜をスクリーニング検査しております。今まで1万検体以上に上るものを全て測って出しているということでもあります。やはり何が安全なのかをしっかりと伝える役割をしていきたいということでもあります。こんな中、本日のシンポジウムでどういった話し合いができるか、これからよろしくお願ひしたいと思ひます。

○堀口氏（長崎大学）

武藤さん、どうもありがとうございます。

それでは次に、イオンリテール株式会社広報部長兼お客様サービス部長の三宅香様から自己紹介をお願いします。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

イオンの三宅でございます。イオングループのお客さまサービス部の責任者をしております。

ご承知だと思いますが、全国にイオンを初めとしてマックスバリュ、ミニストップ、ダイエーなど、様々な業態の小売企業を運営する企業集団でございます。お客様が必要とされている商品やサービスをお客様に代わり調達し、ご提供するということが小売業の使命である、そういうふうに考えております。この消費者代理機能の帰結として、お客様に代わり、商品に関する安全・安心を担保することも小売業の当然の責務であると当社では考えております。

2011年の東日本大震災直後、放射性物質に関しては大変たくさんのお声をお客様から直接いただきました。お客様が感じられている不安がひしひしと伝わってきて、改めて安心してお買い物していただくことの大切さを実感した次第でございます。そのために我々なりにできることは、自ら責任を持って厳密な検査を実施して、そのデータに基づく科学的な安全の根拠を得ること、そして透明性のある情報公開をすること、この両方が実施されて初めてお客様ご自身に判断してお買い物いただくことができると思っており、当社なりの自主検査を継続し、情報公開を継続してまいりました。5年が経過して、我々の自主検査の結果からも確実に震災前の状態に戻りつつあると感じております。

本日のディスカッションのポイントとなる検査対象自治体や対象品目に関しても十分議論するデータが積み上げられておりますので、これらのことで安全がそのまま安心につながるわけではないのですけれども、みんなで考えて消費者の方も含めてきちんと向き合うべき時期が来ているのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

三宅さん、どうもありがとうございます。

次に、公立大学法人福島県立医科大学放射線腫瘍学講座の佐藤久志先生からお願いいたします。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

皆様、こんにちは。私は、震災前からがんに対する放射線治療を中心に診療を行ってきています。震災後、放射性物質による汚染を受けた住民の方や作業者的な方の治療をする緊急被ばく医療や、広域汚染に対する放射線の健康影響に関してのリスクコミュニケーション活動などに参加するようになりました。外部被ばく、内部被ばく、慢性低線量率被ばく、いろんな被ばくに関する心配については、私は4つの立場からできるだけ多面的に考えたいと心がけております。

放射線治療医の立場としましては、ミリやマイクロのついていないがん治療を毎日行っていますから、そういう患者様を毎日診察しているということと、過去の事故から学んだ、歴史的なデータから得られる科学的な知見を考えて大き

な影響はないと考えています。

また、2人の子供を持つ立場としては、震災の急性期には念のために避難をしたほうがいいのかという、見えないリスクから子供たちを守らなければいけないという本能的な考えを持っていたことも確かでした。

また、福島で生まれ育っておりますので、当然、東京電力に対する感情的な怒りも感じております。

あと、39歳のときに進行がんになりまして、そこからサバイバーとして現在、生活している立場から見ると、がんの原因というのは放射線のみでなく、その他の生活環境要因も非常に高いという考えを経験者の目から持っております。福島の未来に対して放射線以外の影響もしっかり考えていかなければならないということを考えております。

本日は、食品スクリーニングの時間的な経過に関して報告されております。この結果に関して冷静な判断を行い、この体制をどこまで継続していくかについてみんなで考えていきましょう。本日はよろしくお願いします。

○堀口氏（長崎大学）

よろしくお願いします。

それでは次に、産経新聞東京本社編集局文化部の平沢裕子様、よろしくお願いします。

○平沢氏（産経新聞東京本社）

産経新聞の文化部の記者をしております平沢と申します。今日、私が書いた記事ということで1枚入れさせていただきましたので、後で時間のあるときに読んでいただければと思います。

福島の事故後すぐは、やはり放射性物質の汚染、食品の汚染ということで、私もそうですけれども、皆がすごく不安に思った時期には、一生懸命、風評被害の話とかを書いてきたのですが、最近は私自身、全然気にしていないということもあります。震災直後というか1年ぐらいは東京のスーパーで福島産の野菜やお米なども余り置いていなくて、買いたくても買えない状況があったりして、何とかしてほしいと思って結構一生懸命書いたのですが、最近はちゃんとスーパーに並ぶようになって、風評被害の影響もそろそろないかなと思ったりして、それに関する記事は最近ご無沙汰していました。

ただ、今回こういうシンポジウムがあるということで、いろいろ資料をいただきまして読んでみたら、まだ17都県でいろいろなところでたくさん検査をしているということに気づきました。何で東京も対象なのかと思っている人もいると思うので、この検査というのが実際、安全のためなのか、安心のためなの

かというところをもう一回ちゃんと考えて、これからに生かしていけるような話し合いができればいいと思っています。よろしくお願いします。

○堀口氏（長崎大学）

どうもありがとうございます。

それでは次に、内閣府食品安全委員会事務局のリスクコミュニケーション官の箴島一浩様、よろしくお願いします。

○箴島氏（内閣府食品安全委員会事務局）

皆さん、こんにちは。リスクコミュニケーション官の箴島と申します。

食品安全委員会と申しますのは、皆様のお手元の資料、例えば厚生労働省の資料ですと3ページ目、4ページ目、あるいは農林水産省の資料ですと2ページ目に出てまいります。食品中の放射性物質の食品健康影響評価ということで、厚生労働省が食品中の放射性物質に関する基準値を作る際の大もとの考え方といましようか、どの程度までだったら大丈夫なのか、これ以上だと危険になるとか、そういうものを科学的に中立公正に評価する機関です。

私ごとでございますけれども、私自身この職場に来る前は農林水産省所管の独立行政法人の仙台の所長をしておりました。仙台は福島からは少し離れておりますが、消費者の方々のご関心やご不安を直接受ける立場にありましたし、身内に東京電力の関係者や茨城県の東海村で核融合の研究をしている者もおりまして、なかなか複雑な立場ではありますが、普段の業務としてリスクコミュニケーションを担当しておりますので、今日は、食品中の放射性物質に関しまして皆様方と意見交換させていただき、理解を深めていただきたいと思いますので、是非よろしくお願いします。

○堀口氏（長崎大学）

よろしくお願いします。

それでは、もう一方、地元の自治体からということで、福島県農林水産部環境保全農業課の課長であります飯田純也様、お願いします。

○飯田氏（福島県）

県の環境保全農業課の飯田と申します。

私は、震災後、農産物の販売対策あるいは園芸産地の復興、そういったものに携わりまして、今年の4月から今の職場に参りました。現在、緊急時モニタリングの検査の総括ということで、本課が中心となりまして、関係部署と連携しながら迅速な検査と公表に努めております。

今日お集まりの皆さんはお分かりのとおり、本県の農産物についての検査結果は着実に基準超えが無くなってきている。園芸品目については3年間出ていないということで、非常にいい傾向にございます。ただ、残念ながら、いまだに超過する品目が若干見られる、あるいは風評が根強く残っているということで、県といたしましては、引き続きこのモニタリング制度というものを本県農林水産物の安全を担保する重要な制度として継続していく必要があると考えております。本日はよろしくお願いします。

○堀口氏（長崎大学）

よろしくお願いします。

それでは、早速、ディスカッションに入っていきたいと思うのですが、最初に、厚生労働省と農林水産省のほうから資料1と2を使って情報提供をしていただきました、それに関しまして、ここに出てこられましたパネリストの方々から、何か分からないスライドとか、説明をもう少し詳しくしてほしいとか、そういうものがありましたらご質問していただきたいと思います。大丈夫ですか。理解できたという前提のもとに進めてよろしいでしょうか。

では、平沢さん、お願いします。

○平沢氏（産経新聞東京本社）

一点、農水省の吉岡さんに伺いたいのですが、たしか検査費用のことがあったのですけれども、これは税金としてかかった費用という理解でよろしいのでしょうか。これ自体は東電にまた請求するというようなものなののでしょうか、教えてください。

○堀口氏（長崎大学）

資料2のスライドの13番です。吉岡さん、よろしくお願いします。

○吉岡氏（農林水産省）

検査をもし外部に委託したらすぐお金を払ったりしなければいけないですし、そういうことでいえば、まずは県が払っているということです。その財源がどこかという話になりますと、国から復興交付税ということで都県にお支払いをしたり、あるいは県が独自で県の財源を使ったり、それから東電に賠償を求めたりということで、県によって様々なのです。そのところは詳細を承知していませんけれども、まずは県が払い、その財源は税金だったり、東電に賠償を求めたりという状況になっております。

○堀口氏（長崎大学）

よろしいですか。本日、平沢さんから参考資料として提出いただいた牛の検査の記事の中にも各県の費用の金額が書かれているので、フロアにいる方は、農水省のご提示した金額と平沢さんが取材をしてしっかり記事にしてくれた分をご確認いただければと思います。

事前に皆様のほうからご質問とかご意見がある方ということで、本日配付もしておりますが、その4番に「食品中の放射性物質の検査をするにあたってどれぐらいの人手やお金がかかっているのか知りたいです」というご質問をいただいていたので、今の部分がお答えとなるかなと思います。

地元の福島県は、たくさんお米など検査もしなければいけなくなっていて大変なのですけれども、飯田さん、何かつけ加えることはありますか。

○飯田氏（福島県）

検査全体に対してということですか。

○堀口氏（長崎大学）

人とお金と書いてあります。

○飯田氏（福島県）

人とお金はもちろん相当かかっておりまして、毎年、予算化するのが大変な状況になっております。特にどうしても点数が多いということと、検査のための準備に時間がかかるということで、かなりの人と予算を使いながら実施しているというのが実態です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。人も準備も大変だというお話をいただきました。

他にパネリストのほうから何かご質問ありますか。

事前に寄せられた意見・質問の中の5番目に生産者の方から検査についてご質問をいただいているので、これについて厚労省と農水省のほうからお答えしていただければと思います。5番目に「流通する食品の非破壊検査に関する指針、方針等の現状について教えてください」というご質問が来ているのですけれども、厚生労働省と農林水産省のほうでお答えしていただいてもよろしいでしょうか。藤井さん、よろしいですか。

○藤井氏（厚生労働省）

お答えいたします。先ほど資料1の中でもご説明させていただいたのですけ

れども、食品の放射性物質のスクリーニング機器に関しては、厚生労働省から要件を定めて通知しているというお話をさせていただきました。ご質問いただきました非破壊式の検査機器に関しましても、その要件を満たしていただくことが必要になります。

恐らくご懸念点としては、それ以上のことが必要かどうかではないかと理解しております。非破壊式検査機器というのは技術的に非常に難しいというお話を聞いたことがございますので、通知の機器要件を満たしていただくというのが前提なのですが、実際にもし機器を採用するということがございましたら、事前に自治体とか、農水省、厚労省でも構いませんので、ご相談いただければと考えております。

○堀口氏（長崎大学）

それは、厚生労働省の資料1のスライドの11番でいいですか。

○藤井氏（厚生労働省）

10と11が対応しておりまして、非破壊式のスクリーニング検査機器ということだとスライド10の②の「NaIシンチレーションスペクトロメータ等」の「等」として適切かどうかというご質問だと思っています。

○堀口氏（長崎大学）

吉岡さんのほうから追加することはありますか。

○吉岡氏（農林水産省）

いろんな化学物質を測る中で、放射性セシウムを測るのは非常に簡単です。ガンマ線を出している量を測るということなのです。一番大事なのは、試料、測るものが均質になっているかどうかということなので、ゲルマニウム半導体検出器もNaIシンチレーションスペクトロメータも、基本的にはサンプルを切り刻んでよくまぜて均質にして測ります。例えばお魚だと頭と尻尾で濃度が違うとか、すき間があるとそこの測定が測るたびに変わってくるとか、非常に難しいところがあったりするので、そういう意味で非破壊検査の難しさはあると思っています。

○堀口氏（長崎大学）

本日いただいた福島県の資料の「産地での自主検査について」と書いてある緑色のところの上に「分析用サンプルの粉碎」と書いてあるのが破壊した検査で、下のそのままベルトコンベヤーに載せていくというのが、検査機器の名前は書

いていないのですけれども、非破壊というような理解でよろしいですか。

○吉岡氏（農林水産省）

結構です。

○堀口氏（長崎大学）

ということで、資料は万全にそろっている。いただいた質問についてはそのあたりかなと思っています。

本日、農林水産省のほうの資料で、このディスカッションについてどういう視点で進めていけばよろしいかということで、いろいろな検査結果なども示していただきました。今後この結果をどういうふうに解釈するのか、それに当たっては、本日は福島でこういう意見交換をしておりますが、今、17都県とガイドラインではありますし、品目もそれぞれ各県で決めていたりしますけれども、基本的なところはガイドラインに沿って、検査点数が日本地図に示されておりまして、ガイドラインも本日参考資料ということで厚生労働省から配付されております。

陰膳などの自主的な検査もやってきたり、また、企業として検査をされてきたというお立場から、日本全体の検査結果を見てパネリストの方々はどのようにお感じになったかというところで、ご意見というか、ご感想をいただきたいと思っています。自主検査をお客様のためにされているというお話がありましたが、イオンの三宅さん、本日の結果をご覧になって感想とか、どんな感じですか。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

先ほどもちょっとご紹介しましたが、当社では自主検査ということで、自社でゲルマニウム何とかという器械を何台か購入しまして、2011年の秋ぐらいから自分たちで扱う商品に関してはある程度の検査をさせていただいて、その結果をホームページで公開させていただいていますが、確実に全く同じ調査結果となっております。現状はほとんど出ることはありません。去年、おとしぐらいまではそれでも1年に1回ぐらい、といっても基準値超えではないですが、50以下とか、数字が出るのがそのぐらいです。それ以外は数字も出ないという状態がここ1～2年、特に今年に入っては全く出てきていないので、結果に対しては全く同じ印象です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それでは、地元ということもあって、コープの日野さん、どうですか。検査の結果をざくっと見た感じ、または組合員の皆さんの反応なども見ながら感想な

どをいただければと思います。

○日野氏（生活協同組合コープふくしま）

冷静な判断というのはまず知ることから生まれると思っているので、繰り返しいろいろと学ぶことによって、こういったところで聞くことによって理解というのは生まれてくると思っています。最初のうちは、組合員さん自体が自主基準を持ったほうがいいのではないか、もっと検査をしっかりとしろという意見もあったのですが、現在は落ちついてきまして、一定の理解が深まったような感じがしています。それも、検査しているから安心だとか、国の基準がどうだからということではなくて、全体像が見えてきたことで初めて一定の理解が生まれたのかなと思っています。

○堀口氏（長崎大学）

それでは、地元の生産者で、また道の駅もされていたりすることで消費者のご意見もたくさん聞いていらっしゃると思いますが、武藤さん、今の検査結果、全国のものでしたけれども、状況を見てどのような感想をお持ちですか。

○武藤氏（NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会）

私たちは震災の年の5月から検査に入りました。今のシンチレーションサーベイメータが入ったのはその年の11月なのですが、その前にドイツ製のLB200というセシウムを測れる簡易な機械、あれはセシウム137とセシウム134が分らないものなのですが、それが手に入りまして、それから調査が始まりました。

今まで1万件以上測って全て公表しているわけなのですが、中には、やはり出るものもございます。総じて水分が多いものは出ません。乾いたものに出てくるという感じです。あと、山のものですね。山のものについては、やはり出る可能性が多い。

私、キノコ栽培をやっているのですが、栽培キノコと野生キノコの区別がつかない。また、原木シイタケと栽培シイタケの区別がつかないということで、キノコ自体は今でもやはり信じていただけない部分が多いと思います。

もっと細かく言いますと、私が作っている施設栽培の瓶栽培のキノコは、福島県の本を実は使っているのです。なぜ出ないかというのは、放射性物質は全て皮に付着して木部には入っていないのです。下から吸い上げるではないかと言われるのですが、放射性物質は山の5cmぐらいのところはまだ留まっております。新しい落ち葉がどんどん落ちてくるに従って、微生物と一緒に放射性物質も上に来て、また分解していく状態でそこに留まっている。ですから、根っこが深いものについては下から吸い上げてこないのです。そういった形で皮をむい

てキノコが作られている状態もこういう機会に皆さんに知っていただきたいと思います。

原木シイタケは、残念ながら、皮をむいて栽培することはできないのです。発生するときに皮から放射性物質を吸い上げてキノコに移行してしまうということですから、今のところなかなか難しい。県外のものを使うしかないということになっております。そういったところで、一つ一つの放射性物質の吸収の具合が大分違ってくるとのことなのです。

今でも我々気を使っているのは大豆です。枝豆は大丈夫なのです。乾燥させないで水分もありますから、1kg当たりの量というのは水分も測りますから非常に少なくなる。乾いてしまうと質量だけが増えてきますから、1kgに非常に多くなる。

我々こうやって今までやってきて一番骨折っているのは、私たちのところで作っている特産品の桑のお茶でございます。桑茶というのはパウダーにして全て体に入れるために、乾燥した桑のパウダーが100ベクレル/kgを超えてはいけないということになっております。もちろん、今、超えている状況ではありません。抜根して新しいものを植えて、またそこから調査している状況からいって、今、そういう結果が出ております。普通のお茶は、急須に入れて、そこから出して、そのお茶を測ればいいのですが、我々の桑パウダーは全て測らなければいけないということで非常に大変です。私たち、2年目の春にちょっと手違いで100ベクレル/kgを超えるものが市場に出回ったということで、全て自主回収いたしました。そういった経緯もあっていまだに回復ができていない。この2～3年休んできたものが市場性を失ってしまったということでもあります。これは幾ら努力してもなかなか難しい話なのかなと考えておりますが、我々、測っているものに対して全て説明しながら、お客様に分かっていただく。これは食べられるかどうかというのは素朴な質問です。それを含めて全てのところで納得できるものを行っているというのが現状であります。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。丁寧に説明をしていただきました。水分と一緒に測るものと乾燥したもので出る出ないがありますので、乾燥したシイタケ、大豆というものに非常に気を配られている。

農水省の資料2の29枚目のスライドで栽培/飼養管理が可能な品目と困難な品目ということで、野生のキノコが100ベクレル/kgを超えたというシビアなところですけども、キノコが話題になっていましたし、28枚目のスライドで大豆に関しては、福島に限らず、宮城、岩手、栃木、群馬でも出ておりますから、植物の性質によるのかなと思います。原木シイタケも、特に福島に限らず、新潟、

山形、秋田、青森を除いたところは全部出ていて、先ほどご説明いただいたように根っこから吸い上げるのではなくて皮の部分から来るというお話であったと思います。ということで、現場の方が困っておられることとこの検査結果は離れた結果ではないという解釈でよろしいですか。

○武藤氏（NP0法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会）

我々現場としてもこういった数字は持っているのですが、決してこの数字に違和感があるわけではないのですが、例えば1kg当たりのベクレルの量ということになると、1kgは個体差が非常にあります。例えば桑パウダーを1kg摂取するのには何年かかるのですかという話もありますし、水1kgは一気に飲むこともできるということになりますから、同じ1kg当たりの放射性物質を全部100ベクレル/kg以下にしなければというのは、生産現場からいけば物すごく厳しい話なのです。

ただ、我々も生産現場と同じく消費者の立場ですから、そればかりがおかしいとは言いきれない。この世界一厳しい中で、原発災害を受けて、そこからいろんな形で復興している。また、自然からのそういった恵み、さっき奇跡の土だという話をしましたが、そういったことでたまたまチェルノブイリと福島は違っていった。ヒマワリと菜の花を植えても除染にならなかったということが証明しているのですが、そういったことも含めてしっかり考えていかなければならない。

一番気になるのは、それを理由に農家がどんどんやめている現実です。福島県は10万人を割って8万5,000人ぐらいいない。この農業県でそれぐらいの規模になっています。放射能災害よりむしろ食料供給のほうにだんだん危機感が出るのかなと、今日の問題とはちょっと違いますが、そういったことを考えております。

○堀口氏（長崎大学）

それでは、佐藤先生、ドクターというか、サイエンスをされつつも患者さんたちと接しておられるので、さっき食べる量の話もありましたが、先生はどのようにご説明されていますか。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

サイエンスの話をして皆さんつまらないと思うので、実は私、震災のときに露地物のマツタケを測ってくれと農家の方が持ってきて、測ったら、1本当たり4,000ベクレル/1本 入っていたのです。「どうしましょう」と言われたから、私は食べました。食べて測ってみると、やはり体から4,000ベクレル/body出ます。

その辺は機械もちゃんと働いている。では、それで私がどのぐらい被ばくしたかという、今後50年で200マイクロぐらい、年間1マイクロぐらいです。おいしいほうがいいなと自分で判断しましたので、食べたのです。農家の方が悩んでいる100ベクレル/kgとかいう値がいかに少ないかということは身をもって感じたというか、そこにすごくみんな頑張っている。歴史的に見てもこれだけ流通がうまくいったというのは初めてなのですから、日本という国がかなり厳しくされているというのは感じております。医学的にはまず問題ないと思います。

○堀口氏（長崎大学）

生協の日野さんのほうではどうですか。シイタケのこととか、今、農家さんのお困りの出来事、確かに1kg食べるというのはないですね。そういう食べる量の話とかで質問を受けたりすることもあるのですか。

○日野氏（生活協同組合コープふくしま）

食事調査をやったときに、1ベクレル/kgまで測っての結果だったのですけれども、少し出ただけで出たとか出ないとかという話になるのです。でも、実際、1ベクレル/kgからちょっと出たというとき、1年間どれぐらい被ばくするかというところを見たときに、国で言う1ミリシーベルト被ばくするにはどれぐらい食べたらそうなるのか計算すると、実際は不可能なぐらい食べないと被ばくという形にはならないので、やはりそういうところを冷静に数字で判断して物を考えるというほうがストレスがなくて、より理性的に捉えられるのではないかと思います。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

今、人の話があったり、お金の話がありつつ、基準値の話があって、ここには書いていなかったですけれども、品目によって管理がしやすい、しにくいというところと、食べる量がお米は毎日食べるけれども、確かにシイタケはお米と同じ分量を食べているわけではない。基準値を決めたりするときに、摂取量の話はこの中には出ていなかったと思います。全体で決めているのかなと思ったのですけれども、今の話を聞いていて、新聞記者さんとしては記事をまとめたりすると思いますが、平沢さん、どのように思われましたか。

○平沢氏（産経新聞東京本社）

日本の基準値自体が、暫定基準値からもっと厳しい基準値になった時点でちょっといかななものかと本当は思いました。食品安全委員会も確かこの基準は

科学的ではないというか、国際的には1,000ベクレル/kgなのに、その10分の1とか、同じ1ミリシーベルト被ばくというのをどう考えるかという問題だとは思いますが、別に福島のものばかり食べているわけではないし、輸入のものも食べているし、何でこんなに厳しくする必要があるのかというのは非常に不満のあるところではありました。決まった以上はそれに従うしかないので、しょうがないにしても、本日の資料を見ていて、25ベクレル/kg以上で出しているのは、基準は100ベクレル/kgなのになぜ25ベクレル/kgなのだと思います。こういうふうに見ると何かまだ危ないものがいっぱいあるみたいなふうになってしまうので、吉岡さん、ここをなぜ25ベクレル/kgにしているのですか。

○堀口氏（長崎大学）

吉岡さん、なぜ25ベクレル/kgにしているのですか。

○吉岡氏（農林水産省）

100ベクレル/kgを超えているものの点数は、資料2のスライド29でお示しをまずしております。世の中の方の関心として、基準値は超えていないけれども、どのくらいの濃度のものが出ているのだというのもありますので、それはもうちょっと前のスライドで25ベクレル/kg刻みでどのくらいかというものをお示ししています。そうすると、栽培/飼養管理可能なものと99%ぐらいが25ベクレル/kg以下なのですが、では品目ごとに見て、あるいは県ごとに見てどうなのかというものをやはり気になさる方もいらっしゃると思うので、過去3年間の結果として、詳細にデータを解析するとどんな状況になるのかはやはり見ておいていただく必要があると思ひまして、整理をいたしました。

○堀口氏（長崎大学）

よろしいですか。

○平沢氏（産経新聞東京本社）

それは非常によく分かるのですが、やはり気にする人は多分1ベクレル/kgでも気にするのだと今聞いていて思ったので、情報の出し方をどうするか、安心のための情報はどこから出したらいいのかというのは確かに難しい問題です。

ベクレルを気にする人もいて、放射性物質がまだ出ているから不安だという声もありますが、さっきの消費者庁の調査でもやはりまだ気にされる方がいらっしゃるというような話ではあったのですが、多分聞かればみんな「不安だ」と答えるのです。では「食べていませんか。食べないのですか」と言われたら、実はみんな食べている。この5年間の出荷量は変わっていないというデー

タを前に見たことがあったので、みんな食べているのです。では、何を気にするのですかというところを、出回っているものは安全だということをしちんともう少し理解してもらえそうな何かができるといいとは思っています。

○堀口氏（長崎大学）

最初に平沢さんのほうから、食品安全委員会のほうでもサイエンスプラスアルファぐらいで基準を決めていましたというお話がありましたので、箴島さん、何か追加で。

○箴島氏（内閣府食品安全委員会事務局）

食品安全委員会は、最初は食品中からの線量がどの程度までだったら大丈夫なのかなどを調べようということで取り組んだのですけれども、そういうデータがほとんどないことから、広島、長崎の12万人の方々のデータを含む、国内外の約3,300の論文を基に、疫学調査に基づき、生涯において追加的な累積線量としておよそ100ミリシーベルト、それ以上だと健康に影響があり得るという数字をお示ししております。それを踏まえつつ、国際的な機関との整合性を図りながら厚生労働省のほうで、年間1ミリシーベルトという数字が決められました。食品安全委員会は健康影響との関係で、生涯における追加的な累積線量の上限值がいくらぐらいかをお示ししたということです。

それから、各国の基準値と日本との違いという点では、各国のほうがちよっと高いのではないかという平沢さんのお話がありましたが、それは農林水産省の資料2の36ページに載っております。先ほど申し上げました厚生労働省が示した追加線量の年間当たり1ミリシーベルトというのは、アメリカは5ミリシーベルトと高いのですが、日本、コーデックス、EU、ここは全部同じ値です。個々の食品の数値は、ちよっと日本が低くなっていますが、その下の説明を見ていただきますと、放射性物質を含む食品の割合の仮定値とありまして、この考え方が各国違っているということです。

例えば日本ですと、乳幼児の食品やお子さんがよく飲まれる牛乳の汚染の仮定値を100にしています。その結果、数字として小さくなっているということで、前提が異なりますので、諸外国の数値が高く日本が低いというように単純に比較できるものではないということをご理解いただければと思います。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。資料2の36ページ、放射性物質を含む食品の割合の仮定値が違っているので、セシウムの指標が少し変わっているというご説明であったかと思います。

今のお話などを総合して、パネリストからご意見、ご質問等がありますか。先生、どうぞ。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

人間の体はもともと放射性物質を持ってお母さんから生まれてきて、平均的な男の人ですと体に7,000ベクレル/kg強入っているわけです。そこに、例えば10ベクレル/kg食べたときに7,000が7,010に動いたというのはこの範囲なのか、ゼロだったものが10になればこれは大変なのですが、私たちの体にはそれ以上のものをもともと持っているということもよく理解していただきたい。

例えば福島の水道水とスポーツドリンクを比べると、スポーツドリンクのほうが1リットル当たり6ベクレル/L入っているのです。福島の水道水は1Bq/Lも入っていないですね。ところが、皆さんは、こちらは体によくてこちらは体に悪いというイメージで考えている部分があります。今日、放射線が一番出ているものは実は私たちの体で、見えたとすれば、みんなまぶしいから近寄るなみたいな感じになるのですけれども、見えないからこうやっていられるということになりますから、数の概念というのは何と比較するかということによって変わってくると思います。1960年代の日本人のほうが、今の福島とか日本より食べていたのです。そのころの人のほうがBodyで300Bqぐらい均一に食べていたのです。初めてではないのですよ。この中で食べていた方もたくさんいらっしゃるのですけれども、お元気でいらっしゃるという歴史的な背景も見えていただければと思います。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。食品だけ見るのではなくて、食品を私たちは食べるから、私たちがそもそもゼロではないので、振れる幅が、ゼロが10になると、4桁のところから10増えるというのはきちんと考えてくださいという話でよろしいですか。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

もう一つ、私が食べたキノコは1カ月後には全部出てなくなりました。全部おしっこに出てゼロになりました。

○堀口氏（長崎大学）

先ほどのマツタケですね。ありがとうございます。

それでは、残り30分近くあるのですけれども、せっかくいろいろな方がご経験もされていますし、立場でもあられますし、お見えになっているので、フロアの

ほうからご意見もいただいていますし、それに付随してでも結構ですが、ご質問等をいただければと思います。差し障りがなければ、ご所属、お名前を、お名前を言うのが恥ずかしかったらご所属、ご所属を言うのも嫌だったら言わずに結構ですので、挙手していただければと思います。いかがでしょうか。聞いておかなくて大丈夫ですか。

いただいたご意見とご質問の中に「リスクコミュニケーションをしっかりと行っていただきますようお願いいたします」と書いてあるのですが、皆さんから質問をいただかないとコミュニケーションにならないので、済みませんが、ご質問ありませんでしょうか。

○質問者 A

匿名希望でいいですか。三宅さんに質問なのですが、イオンリテールさんのほうでは独自にゲルマニウム半導体検出器を何台か導入されてというお話がありました。昨年までは年に何回かは数字が出ていたというようなお話もありましたが、イオンさんで放射能が検出された場合の販売の独自基準はありますか。

○堀口氏（長崎大学）

では、1つ目からいきます。独自基準はありますか。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

一応、独自基準はございます。

○堀口氏（長崎大学）

次の質問をお願いします。

○質問者 A

あるとしたらそれは幾つですか。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

数字自体は、申し訳ありませんが、公表はしていません。国の基準を鑑みて計算をして、独自基準を社内で設けてはおりますが、私の知る限り、ここ3年、4年、ほぼ2012年後半以降その基準にもひっかかってくるものは余りないという状態です。

先ほどの数字が出るというのは、NDではないということを申し上げたかっただけで、自社自主基準にもひっかかったのも、それはという対応を、例えば店頭から撤去するとか、そういったところまで至った案件は記憶していないので、11

年度はそこまでは、私は12年度ぐらいからいるのでという感じです。

○堀口氏（長崎大学）

よろしいですか。

○質問者A

私の記憶というか、ここまでの経験上でいうと、先ほど放射能の検出値が25ベクレル/kg以下、50、100というあのラインというのが実は販売の現場ではかなり重要なラインになっているようなニュアンスを受けています。今お話の中で100ベクレル/kgが国の基準で、その上か下かで、県立医大の佐藤先生のお話にもあったように、それほど大きな影響がない100という数字がどういう評価を加えられるかは別としても、25を超えた場合は公表されてしまうという独自検査をしているところがあるのも事実です。というのも含めて、今回の検査のあり方を考えるというテーマで考えると、そろそろ風評被害はないのではないですか、検査ももうしなくてもいいのではないですかという結論を導き出すための話し合いなのであれば、そういった販売の現場で25ベクレル/kgという数字を使っていられちゃうところがある事実もやはり我々きちんと考えておかないと、検査をすればいいとか何とかではなくて、そういうところももうちょっとパネリストの方から出るとありがたかったと思います。

○堀口氏（長崎大学）

それは、先ほど平沢さんのほうから、公表のあり方として100が基準なのに25、50というふうになっているとそれをすごく気にするのではないかとこのところ、吉岡さんのほうから詳細にご丁寧にご説明があったと思います。私も個人的には、100なのになぜ25と50とか数字が出てくるのだろうと単純に思ってしまうほうなので、25、50で発表するというのはずっと今後も続くのですか、吉岡さん。

○吉岡氏（農林水産省）

今回、5年経ってということで、5年分のものを整理しようということで、今回初めて25ベクレル/kg刻みで整理してみたということなのです。なぜ25ベクレル/kg刻みにしたかという、スクリーニング法でやる場合には、基準値100ベクレル/kgの場合には判断基準が半分の50ベクレル/kgで、検出下限値25ベクレル/kgより低いものもそれ以上測れるようにするという事になっているので、NaIで測っているときには検出下限値を25ベクレル/kgに設定している自治体は結構あったのです。それよりも低いところに置くと数字がとれなくなってしまうので、便宜的に50ベクレル/kg、25ベクレル/kg、そうすると等間隔で分けられ

るよう、25ベクレル/kg刻みにした、ただそれだけです。

今お話がありましたように、原子力災害対策本部のガイドラインに基づいて17都県がやられている検査というのは、主には基準値を超えるものが世の中に回らないように、あるいは出荷制限がかかっているものはそれを解除するための検査ということでやられていると思います。

今回、5年分のこういうデータをまとめて農林水産省のホームページに公表し、それ以降、いろんな関係者の方の意見を聞きに回ったりしておりますと、実は自分たちは自主的に測っているという方がたくさんいらっしゃるのです。そういう中には、安心のためにこういう基準を自分たちでやっているという方々もいれば、イオンさんも全く同じだと思いますけれども、企業の自らの品質管理としてやっているのだから数字は公表していないけれども、たくさんやっているところもいらっしゃれば、あるいは自分たちも5年間やってきてみて国が公表した検査結果と傾向は同じなので、これからどうしていきべきなのか考えたいし、国の動きも注視していきたいというご意見もあつたりするので、100ベクレル/kg以外の数字が場合によっては使われているとか、そういうことは承知の上で、皆でこれからのことをどう考えていくのか、ニュートラルにまずはご意見を聞いているという状況です。

○堀口氏（長崎大学）

ホームページには、たしか実際の数字がエクセルで入っていますね。

○質問者A

入っている。

○堀口氏（長崎大学）

では、吉岡さんから。

○吉岡氏（農林水産省）

個別に都県から報告のあったものについては厚生労働省のホームページで数字がちゃんと出ています。今回、4府省が連携して作って農林水産省のホームページに載せたものには、一つ一つの数字までは載せていませんけれども、それぞれの濃度分布のところの割合はどれぐらいかというものは載せています。

○堀口氏（長崎大学）

三宅さん、どうぞ。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

もちろん私も、5年たった今、もう一回検査のあり方を考える時期に来ているとは思っておりますし、当社の社内でも現実的にここ1年ぐらいこの議論というのは何回もしております。そんな中で、今、では100以下の数字を出すことがどうなのかということだったのですが、それももちろんそうなのですけれども、やはり2011年、2012年の頃はいろんな方がいろんなことをおっしゃっていて、それは知らないがために、さっき先生がおっしゃったような話はちゃんと出回っていないというか、それがリスクコミュニケーションだと思うのですけれども、こんな考え方をしてみたらどうなのかとか、こういった事実もある、実際はこうということで、だから7,000とか1,000とか100とかという数字の意味がどうなのかということがちゃんと消費者に伝え足りていなかったのではないのか。

生協さんのお客さんというのはどっちかというところと一般よりも物すごく勉強されて関心も高い消費者の方が多と思うのですけれども、イオンのお客さんは必ずしもそうではないです。一般的にとったときに、やはり知らないから不安になっていらっしゃる。だから、本当に100なのか、25では、10ではという、その意味をちゃんと教えてあげることが最初で、伝えないことが最初ではないと私どもは考えています。

○堀口氏（長崎大学）

日野さんのところ、コープふくしまさんは自主検査をしていますね。

○日野氏（生活協同組合コープふくしま）

していません。

○堀口氏（長崎大学）

コープふくしまさんはしていない。私が知っているコープさんはやっています。

○日野氏（生活協同組合コープふくしま）

生協もいろいろあって、全国の生協の中には自主基準を設けた生協もありました。組合員さんの意向があって、基準以下ではないと取り扱いをしてくれるなという生協もある中で、実際こういう事故が起きて、福島の記事調査の取組ですとか、いろいろ情報が入ってくるに従って自主基準をやめたような生協もあります。逆に、今の一定の基準が満たされて、安全というか、自分たちが納得するところに落ちついたであろうという判断のもとに自主基準をやめたような生協もあります。自主基準だけが、正とか悪とかというのは変ですけれども、これが

正しいみたいな感覚で捉えるのはちょっと違うかなと思っているので、うちのほうは、行政の判断というか、やっている体制に優劣はつけないという判断です。

○堀口氏（長崎大学）

武藤さん、いかがですか。

○武藤氏（NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会）

基準を設けられているという話はあちこちから聞いたことはありますし、我々もそういった感覚でやらなくてはいけないのかなと思っていました。

例えば、放射性物質が余り出なくなった時点で、数字だけで判断するというのは限りなく続くのです。厳密に言うとゼロにならないのです。数字が残ればまだあるではないかという判断をされてしまうのが一番辛いのです。実際それが自分たちの体にどう影響するかというのは、消費者の方々は余り知らなくてもいい、数字だけ分かればそれで判断するからいいというふうに我々はどうしても感じてしまうのが、今、一番辛いところなのです。

先ほど申したように、こういった基準をしっかりと皆さんに知っていただいて、それを的確に判断していただければいいと思うのですが、日本全国広い中で一番先に問題になったのは、御用学者とか専門家の安全だという話がどうしても信用されなくなってしまったのです。こんなに危険な目に遭ったのに安全なわけがないという話の中で、大丈夫という話をすると、あなたは御用学者でしょうという話が大部分出ていて、それが多分、今でも後を引いているのかと思います。安全と言えば言うほど何かうさんくさいという話になってくる。我々は仕方なく、その根拠である数字をやはり示し続けるしかなく、今でも測るのをやめません。それしか防衛手段がない。それ以上の細かい人間に対する説明を我々は持ち得ていない。

例えば、バナナはもともと20ベクレル/kg、30ベクレル/kgある、ハウレンソウなどは200ベクレル/kgぐらいあると話しても、それは自然の放射能だから大丈夫だ、原発の放射能は別だという話になってしまうと、同じ放射性物質らしいのですがと、なかなか我々は説明できないのですね。その辺がどうしてもうまく伝わっていかない。コミュニケーションができていない。その辺が問題なのかと思っています。

○堀口氏（長崎大学）

現場の厳しいご意見を私の立場でもいただきますが、平沢さん。

○平沢氏（産経新聞東京本社）

検査結果を気にする人というのは限りなく気にする方にいると思うのですけれども、「食の安全・安心財団」が2012年の1月に実施した意識調査では、食材の購入時に検査結果の確認をしないで産地だけを気にして買うという人が77%だったのです。検査の数値を幾ら出しても結局、皆が見ているのはただ産地だけ、それがゼロだろうが、100だろうが、全然分からずに、産地はとにかく避けておこうというのが2012年の段階です。そのときですら検査結果は誰も気にしていなかったと考えると、検査自体は必要なところは絶対やるべきだと思うのですけれども、それは安全を確認するためのもので、皆さんが心配されているのは安心をどう伝えるかということだと思うので、それは検査結果の数値を出すというところにこだわることではないような気がします。

多分こだわる人の声というのは大きいので、まだこんな人がいるとなるとやはりまだ続けなくてはとどうしても思うかもしれないけれども、多くの人はもう気にしていないし、東京でも検査しているというのが実態です。声の大きい人だけに流されて、お金をかけて検査をやるのか、そういう費用対効果もこれから考えていかないといけないので、安心のためのものであれば、検査ではなくて、それこそリスクコミュニケーションなのですからけれども、何か別の手段で、それこそ生協さんがやっていらっしゃる陰膳調査の結果でこんなふうにやってもこうですよというのをもっと広く理解してもらおうとか、そっちのほうにより効果的なような気がします。

○堀口氏（長崎大学）

佐藤先生、何か追加することがありますか。普段いろんな方と接していらっしゃって活動されているので。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

御用学者の佐藤ですけれども、ただ、私たちの仲間では、御用学者リストに載れば「頑張っているね」とあのころ言われたのです。なぜかというと、私たちは科学者なので、科学をもとにして話さないと、私と同業者で全く逆のことを言っている専門家もいたのです。多分、皆様聞いていると思います。私と同じ肩書の人の、危ないから福島を出ていきなさいという話も聞いていると思います。あのころは物差しが全然狂っておかしな話になっていたのです。

歴史から学ぼうと、昔のことから、チェルノブイリの事実からやろうといったら、100ミリシーベルトになってしまうのです。ただ、あのころ100ミリと言ったら、私たちは首を絞められてつるし上げられるのです。御用学者リストにどんと載るのです。だから、価値観がばらばらで、宗教みたいなもので、あの先生が言うから正しい、この先生が言うから正しいといって、肩書だけで皆様ついていっ

て、自分で考えることはやめていたのですね。何で私が福島に残ったかという、自分でデータを見て、自分で考えて、自分の子供もいれると判断したから福島に住む。福島のを食べる。

福島のを食べていたら、全然セシウムを食べないというふうになってきていたわけなので、やはり大事なのは自分で考えるということです。食べたくない人は食べなくていいと思います。25ベクレル/kgを気にする人は気にすればいいと思うのです。その人は残念ながら福島のおいしい桃は食べないでくださいという話になるし、おいしいお米も食べないでくださいということになりますから、結局は、消費者には気にする人と気にしない人がいるということが前提で、どこまでポリシーを持って生産者側が対応していくかというときに、やり過ぎると日本人は何とすばらしいと言われるかもしれないけれども、できない農家さんはこんなにきついのかということで、自分で首を絞めている農家さんもらっしやるわけです。対費用効果でいうとお金なのと言われるかもしれませんが、やはり規律を作ってあげないと本当にばらばらになっておかしいことになりますから、どんなものであっても基準というのは必要と考えます。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。ちょっと盛り上がりました。

ほかに、ご質問、ご意見、後ろの方、お願いします。

○質問者B

生産者団体です。

先ほど武藤さんが言ったとおり、一回出てしまうと、生産者とすれば痛手が一番大きいのです。牛肉でも騒いでいた当初、自分たちもそうなりましたが、牛肉が出た折に何度も出て、生産者としてはやはり被害が大きいのです。

今は5年たったと言いますが、先ほど佐藤先生が、4,000ベクレル/kgのマツタケを食べて大丈夫だということであれば、風評被害は生産者にありますが、どうすればいいのでしょうかという中で、一番叫ばれている基準が必要だと思うのです。確かに下がっています。私どもも測っていますが、検査結果では、日々点数も減っていますし、濃度も減っています。中には規定されている品物で高いものもありますが、要は、0-157が出たときにどこかの厚生大臣が食べたように、誰かがこれを食べて大丈夫ですよというぐらいのものを、今日は佐藤先生が食べたけれども、安倍首相が、福島のは大丈夫ですよ、東北のは大丈夫ですよと一線を引くことをやっていただかないと、いつまでたっても、5年たっても、10年たっても、どこで線を引くのが、リスクコミュニケーションという点では一番問題だと思うのです。

何せ一回出ると、それを全部公表してしまうと、せっかく今までやってきたものがだめになってしまう。これは、5年間の風評被害払拭のための検査だと思っています。今からも必要なことだと思うのですけれども、ある程度の一線を引いてくれないと、いつまでたっても生産者は、先ほど武藤さんが言ったとおり、だめになったものはなかなかもとに戻らないので、そういう意味では、農業施策とかいろいろ言いますが、やはり何らかの方向で一線を引いてもらわないと困る部分がある。このままずっと続くのかということと疲れてしまうし、何か線を引くものが必要ではないかと思っはいます。

○堀口氏（長崎大学）

線を引くというのは、何の線を引くのですか。

○質問者B

さっきから話を聞いていると、検査結果的にも安心な方向に向かっているということを消費者にも分かってもらうようにするにはどうしたらいいのか、その一線を引いてもらう時期に来ているのではないかと思うのです。

○堀口氏（長崎大学）

分かりました。検査結果はみんな多分、同じ方向で見ているので、科学ではない部分でこの結果をどうやって見ていくのかということとをきちんと伝えていって、線を引くと言っていらっしゃるのは、例えば安全ですとか、そういう宣言をしてもらいたいというご意向、ご意見ですか。

○質問者B

そうです。それも必要になってくるのではないかと思います。

○堀口氏（長崎大学）

検査をどうするかという話とちょっとずれるのですが、どうぞ。

○武藤氏（NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会）

我々、安全・安心は一つの熟語だと思っていたけれども、数字で安全ということと、これから心の問題で安心というふうに割れてきた。これから安心ということとをいかに伝えるかということだろうと思います。

我々は、いろんな中で食育というのもしやっていますが、いまだに地元の学校で地元の野菜がなかなか使われない状況があります。行政は「委託業者に使ってください」という話はしていますから大丈夫です」と言いますが、実質戻ってこない

というのが現状です。子供たちを持つ親御さん方がやはりいろんな意味で大きく関心というか、気にしている部分があるのかなと思います。

我々、グリーン・ツーリズムで都会の子供たちを民泊にという事業をしていました。災害を受けて、ずっと誰も来なくなっていたのですが、実は今月、東京の中学生が60名ほど農家民泊に来てくれました。私は、先生も含め、わずかな時間ではありましたが、福島県はこういう状況ですという説明をさせていただきました。そうしたら、「私たちはそういうことを知らなかった。福島県はもっと大変で危ないのかと思っていたけれども、土もそういうことだったのね。数字もそうなのね」と、初めて理解したような話をしていました。「県知事がそういった努力をしていないから悪いのだろう。県知事に手紙を書きます」という話をしていたのですが、それはどこまでやるか分かりません。もう少し行政が主導的立場になっていいのではないかと思います。40人いるクラスの中で親御さんが3人反対すれば、学校というのは、いきましようという話にならないのです。やはりそういうところをしっかりと、反対する父兄の方々にどういうふうにポイント的に理解してもらえるかという努力をするべきなのではないか。個人的な問題ですからそれはそうですねではなくて、しっかりとそれを行ってもらわないと我々には限界があると考えております。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

放射性物質に関する問題は、今日は食品でしたので4府省になっておりますが、例えば原子力規制委員会であったり、環境省であったり、いろいろなところと、福島の現状はこうなっているということを理解していただく、それも東京の人でさえ、ちゃんと分かっていたいなかったということなので、そういうことを理解していただくためには、4府省以外の省庁も一緒になってやらないといけないと思っているので、本日主催している消費者庁のほうから関係する省庁には、今のフロアのご意見やパネリストのご意見を伝えていただきたいと思うのですが、藤田さん、いかがですか。

○司会者（消費者庁・藤田）

食品のほうは数値なども大分落ちついてきていますけれども、まだまだ福島の土地自体に問題があるのではないかと、学校の行事で来る人たちの親が反対するという状況があると思いますので、その辺についてもやはり丁寧に説明していく必要があると思っております。そこは、環境省なり復興庁なりと連携をいたしまして、これからもうちょっと何かできないかということを考えていきたいと思っております。

○堀口氏（長崎大学）

むちゃ振りしてすみません。実際、この福島だけではなくて、放射性物質に関するお仕事をするに当たっては、私もいろんな省庁の方とお会いすることになりまして、逆に言うと面倒くさいということなのではすけれども、人手がたくさんあるということにもつながるので、私も、この場で生産現場の方々からこういうご意見を聞きましたということを積極的に、個人は微力ですけれども、発信していければと思います。

あと残り5分ぐらいなのですけれども、最後のご質問で何かどうしても言っておきたいことがありましたら、よろしいですか。そうしましたら、個人的に何か聞きたいことがあれば、ドアまでにダッシュで行くような人は多分いないと思いますので、つかまえていただければと思います。

意見交換で盛り上がるご質問をいただきまして、皆さん、どうもありがとうございます。こちらのほうで質問を全然想定していなくて、フロアから言っていたかないとディスカッションができないということでしたので、本当にありがとうございます。多分、消化不良で皆さんお帰りになると思いますが、初めてこの検査結果を踏まえたリスクコミュニケーションを消費者庁のほうで企画していただきましたので、今後、各県なりほかの省庁なりで情報提供がなされていくと思います。

時間となりましたので、本日のパネルディスカッション、意見交換を終了させていただきます。パネリストの皆様、どうもありがとうございました。

○司会者（消費者庁・藤田）

どうもありがとうございました。今、ご宣言いただきましたように、本日の意見交換会はこれで終了いたしたいと思います。

本日は、パネリストの皆さん及びご出席いただきました皆さん、どうもありがとうございました。ちょっと発言しにくいという雰囲気があったのかどうか分かりませんが、これが言いたかったのにとという方は出てきていただいて、先生にちょっと聞いていただければと思います。

本日は、消費者の方、生産者の方、食品流通業界の方、科学的立場の方、マスコミの皆様から現状とお考えを伺うことができて、行政の立場といたしましても大変参考になりました。

また、フロアのほうからは、検査の状況というよりも、むしろ安心をどうしたらいいのかというような意見が多く出ていたと思います。消費者庁といたしましては、消費者の皆様の安心をどうしていくかということが非常に重要なテーマとなっております。今後とも、皆様のご意見を参考にしながら、引き続きい

いろな政策を検討していきたいと思います。今後の動きも、厚生労働省、農林水産省、消費者庁も情報をいろいろ出しておりますので、気にしていただければと思います。

また、我々が施策を考えるに当たりまして、皆様のご意見を非常に重要視しております。本日はアンケートをお配りしておりますので、些細なことでも結構ですからご記入いただきますと、逐一担当者が回し読みをして、こんなことが書いてあった、次からはこうしようというふうに生かします。ちょっとお時間をとりまして、ぜひご記入いただければと思います。

では、これでプログラムを終了いたしたいと思います。ちょうど時間となっております。円滑な進行に皆様ご協力いただきまして、本当にありがとうございます。